

LRTの現状及び支援スキーム

令和元年11月8日

国土交通省 鉄道局 鉄道事業課

地域鉄道支援室 西尾 佳章

① 路面電車・LRT等の現状について

路面電車事業者一覧(19路線)

(平成31年4月1日)

事業者名	路線延長 (km)	年間輸送人員 (万人) (30年度)	軌道事業 営業収支 (百万円) (30年度)	低床式車両の 導入時期	事業者名	路線延長 (km)	年間輸送人員 (万人) (30年度)	軌道事業 営業収支 (百万円) (30年度)	低床式車両の 導入時期
札幌市交通局	8.9	877	▲376	H24年度	京福電気鉄道	11.0	830	▲67	—
函館市企業局	10.9	544	▲458	H13年度	阪堺電気軌道	18.4	820	▲41	H24年度
東京都交通局	12.2	1,734	▲399	—	岡山電気軌道	4.7	370	▲50	H14年度
東京急行電鉄	5.0	2,120	▲201	—	広島電鉄	19.0	3,848	178	H11年度
富山地方鉄道	7.6	533	150	H21年度	伊予鉄道	9.6	723	106	H13年度
富山ライトレール	7.6	200	▲72	H18年度	とさでん交通	25.3	622	▲11	H13年度
万葉線	12.9	119	▲74	H15年度	長崎電気軌道	11.5	1,698	▲16	H15年度
福井鉄道	3.4	119	▲418	H17年度	熊本市交通局	12.1	1,108	▲246	H9年度
豊橋鉄道	5.4	307	▲56	H20年度	鹿児島市交通局	13.1	1,107	▲273	H13年度
京阪電気鉄道	21.6	1,704	▲1,125	—	合計	220.4	19,383	▲3,449	

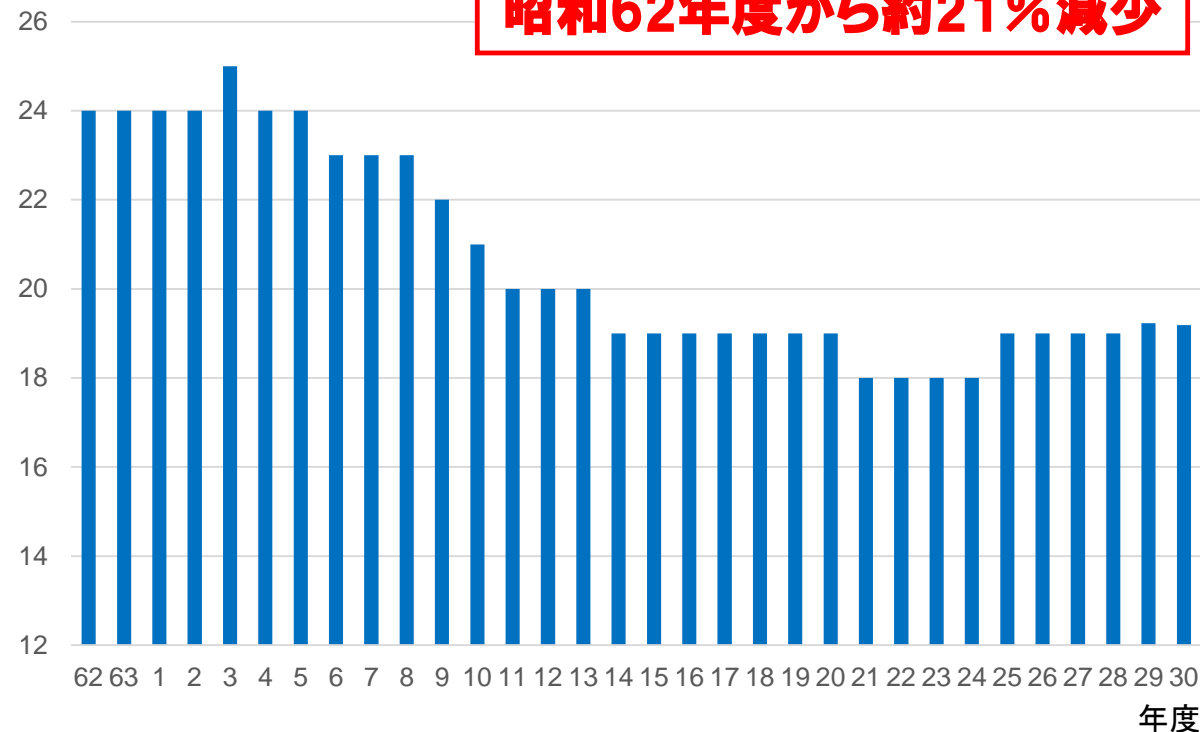
出典) 全国路面軌道連絡協議会資料

軌道事業者(路面)19社局の現状

■ 軌道事業者（路面）の輸送人員は逡減傾向にあり、8割以上の事業者が赤字。

輸送人員の推移

輸送人員(単位:千万人)

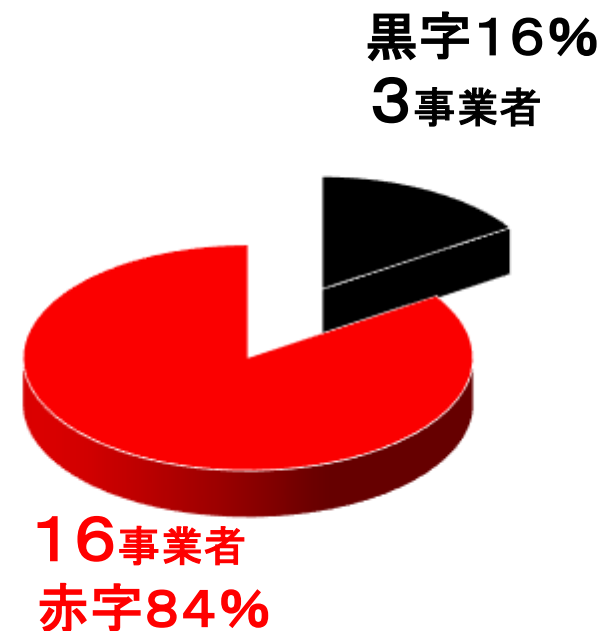


昭和62年度から約21%減少

出典:鉄道統計年報及び全国路面軌道連絡協議会資料

※昭和63年度以降に開業した事業者を除く18社

営業収支 平成30年度



出典:全国路面軌道連絡協議会資料

② 路面電車・LRT等に対する支援

地方公共団体等向け

- ・公設部分
- ・事業者への間接補助 等

社会資本整備総合交付金等

LRTの走行空間（走行路面、停留所等）、施設の整備等に対し総合的に支援

国費率：国 1/2等

【交付対象者】地方公共団体等

事業者向け

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）

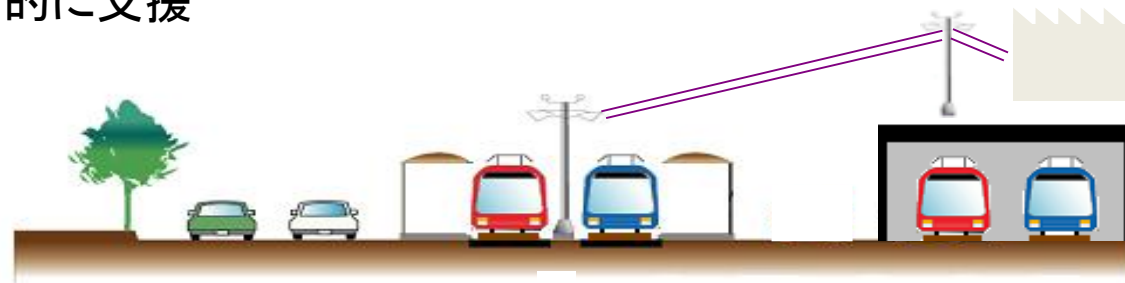
観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）

LRTシステムの構築に不可欠な施設（低床式車両、制振レール、車庫、変電所等）の整備に対して補助

補助率：国 1/3等

【補助対象者】鉄軌道事業者

上下分離方式などさまざまな官民の役割分担によるLRT整備を総合的に支援



国によるLRTに対する支援制度(体系図)

国はLRT等の整備に対して以下の体系で支援を実施

1. 補助制度

(1) 社会資本整備総合交付金

対象: 地方公共団体等

(2) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金

交通サービス利便向上促進事業
対象: 事業者

(3) 観光振興事業費補助金

公共交通利用環境の革新等事業
対象: 事業者

(4) ・鉄道施設総合安全対策事業費補助金
・地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

対象: 事業者

2. 税制

(1) 低床式車両に係る固定資産税の特例

対象: 事業者

(2) 鉄道の安全性向上設備に係る固定資産税の特例

対象: 事業者

3. 地方財政措置

(1) 地方交付税 対象: 地方公共団体

4. 法制度

地域公共交通活性化再生法に基づく軌道運送高度化事業

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）
観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）※

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、公共交通の利用環境改善(LRT導入)を支援

※国際観光振興法第8条1項により指定された区間及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられる路線に限る。

1. 補助対象事業者 鉄軌道事業者
2. 補助率 国 : 1 / 3 以内等
3. 補助対象設備 L R T 整備計画に基づき実施される
L R T システムの整備に要する経費
(低床式車両 (L R V)、停留施設、制振軌道等)
4. 平成30年度補正予算額 5. 7億円の内数
令和元年度当初予算額 109. 7億円の内数



低床式車両(LRV)の導入



停留施設の整備



レールの制振性の向上

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業） 観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）※

訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、ICカードの導入等を支援

※国際観光振興法第8条1項により指定された区間及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられる路線に限る。

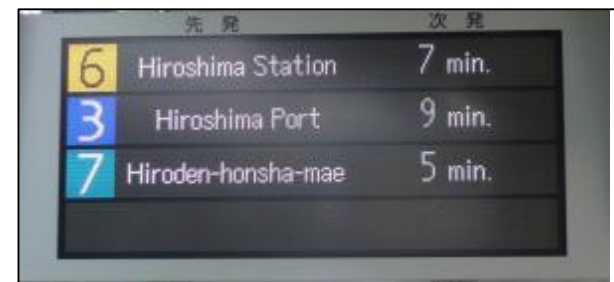
- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 補助対象事業者 | 鉄軌道事業者 |
| 2. 補助率 | 国 : 1 / 3 以内 |
| 3. 補助対象設備 | ICカード（全国相互利用可能なもの（※1）に限る。）の利用を可能とするシステム、ロケーションシステム（訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。）等 |
| 4. 平成30年度補正予算額
令和元年度当初予算額 | 5. 7億円の内数
109.7億円の内数 |



全国相互利用可能なICカード



ロケーションシステム



※1 Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及びnimocaの全国主要エリアで利用可能な10種類のカードを指す。
（留意事項）・本事業については、訪日外国人旅行者における移動の円滑化のため、車両内において次停車駅に関して多言語での情報提供を行うことが望ましい。

鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）（公共）

安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の更新を支援

1. 補助対象事業者 鉄軌道事業者
2. 補助率 国 : 1 / 3 以内または 1 / 2 以内 (※)
3. 補助対象設備 レール、マクラギ、落石等防止設備、ATS、列車無線設備、防風設備 等
4. 平成30年度補正予算額 28.1 億円の内数
令和元年度当初予算額 66.1 億円の内数

※ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち財政状況（財政力指数要件）の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、補助率 1 / 2 等



軌道改良



法面固定



ATSの整備

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）（非公共）

安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の更新等を支援

1. 補助対象事業者 鉄軌道事業者
2. 補助率 国 : 1 / 3 以内 または 1 / 2 以内 (※1)
3. 補助対象設備 レール、マクラギ、落石等防止設備、
A T S、列車無線設備、防風設備、
車両 等 (※2)
4. 平成30年度補正予算額 33.6億円の内数
令和元年度当初予算額 219.6億円の内数

※1 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち財政状況(財政力指数要件)の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、補助率 1 / 2 等

※2 車両以外の設備整備等については、鉄道事業再構築実施計画に基づき行われる場合を除き、当該設備の修繕を行う場合に限る



軌道改良



法面固定



ATISの整備



車両の更新

○ 地方部への外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの公共交通機関の利用環境を刷新するため、外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取り組みを一气呵成に進め、シームレスで一貫した世界水準の交通サービスを実現する。

①～④をセットで整備

①多言語対応（事故・災害時等を含む）

- 多言語表記等
- スマートフォンアプリの活用等による案内放送の多言語化
- タブレット端末、携帯型翻訳機、多言語拡声装置等の整備
- 多言語音声案内システムの設置

②無料Wi-Fiサービス

- 旅客施設や車両等の無料Wi-Fiの整備

③トイレの洋式化

- 洋式トイレ、多機能トイレの整備

④キャッシュレス決済対応

- 全国共通ICカードの導入
- QRコードやクレジットカード対応、企画乗車船券のICカード化
- 企画乗車船券の発行
- レンタカーのキャッシュレス対応

※通常は整備が想定されない場合（例：②無料Wi-Fiサービス（レンタカー等）、③トイレの洋式化（バス、タクシー、レンタカー等）等）については、適用除外とする。
 ※①及び④については、少なくともいずれか1つ実施。

✦（あわせて⑤～⑦を支援可能）

⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保

- 非常用電源装置・携帯電話充電設備等

or

⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上

- （旅客施設の段差解消）
- （LRTシステムの整備）
- （インバウンド対応型タクシー）
- （インバウンド対応型バス）
- （荷物置き場の設置）

■段差解消やスーツケース置き場の確保

or

⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応

- 観光列車
- 魅力ある観光バス
- サイクルトレイン

空港・港湾

空港・港湾
アクセス

長距離移動
（交通拠点間）

二次交通

周遊地域

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等

補助率

1/2

（①～④のうちのいずれかを実施済の場合は、1/3）

補助対象事業者

公共交通事業者、旅客施設の設置管理者等

地域鉄道に対する支援策(固定資産税の特例措置)

鉄道の安全性向上設備に係る固定資産税の特例措置

- 特例措置の対象 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等に係る補助の交付を受けて取得した鉄道の安全性向上に資する償却資産
- 特例措置の内容 固定資産税の課税標準を5年間1/3に軽減
適用期限：令和3年3月31日まで
(平成31年度税制改正要望により、令和3年3月31日まで2年間延長)



車両の更新

低床式車両に係る固定資産税の特例措置

- 特例措置の対象 低床式車両 (LRV)
- 特例措置の内容 固定資産税の課税標準を5年間1/3に軽減
適用期限：令和3年3月31日まで
(平成31年度税制改正要望により、令和3年3月31日まで2年間延長)



低床式車両

③ 地域鉄道対策 (地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく制度)

地域公共交通活性化再生法の概要

地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針（国土交通大臣・総務大臣が策定）

- 地域公共交通の活性化及び再生の意義・目標
- 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項 等

地域公共交通網形成計画（地方公共団体が作成）

- 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 区域・目標・計画期間
- 実施事業・実施主体
- 計画の達成状況の評価 等

協議会を開催し作成
（地方公共団体・交通事業者・
道路管理者・利用者・学識者等
から構成）

地域公共交通特定事業

（地域公共交通網形成計画に事業実施を記載）

軌道運送高度化実施計画

（事業者）

道路運送高度化実施計画

（事業者）

海上運送高度化実施計画

（事業者）

鉄道事業再構築実施計画

（地方公共団体・事業者）

地域公共交通再編実施計画

（地方公共団体）

鉄道再生実施計画

（地方公共団体・事業者）

国土交通大臣が認定

軌道運送高度化事業
（LRTの整備）

（事業者）

道路運送高度化事業
（BRTの整備）

（事業者）

海上運送高度化事業
（海上運送サービス改善）

（事業者）

鉄道事業再構築事業
（鉄道の上下分離等）

（事業者）

地域公共交通再編事業
（公共交通ネットワークの再構築）

（事業者）

鉄道再生事業
（廃止届出がなされた鉄道の維持）

（事業者）

法律の特例措置等により計画の実現を後押し

認定を受けた計画に対する法律上の特例措置

事業名	イメージ	事業概要	主体 上段：計画策定主体 下段：事業実施主体	主な特例措置
軌道運送 高度化事業		定時性、速達性及び快適性に優れた軌道運送を確保する事業	事業者	○軌道法の特例（第10条第1項・第2項） ・計画認定による軌道経営特許のみなし取得 （軌道整備事業と軌道運送事業に分けて特許をみなし取得可） ○地方債の特例（第12条）
			事業者	
道路運送 高度化事業		定時性、速達性及び快適性に優れた道路運送を確保する事業	事業者	○道路運送法の特例（第15条） ・計画認定による事業許可等のみなし取得 ○地方債の特例（第17条）
			事業者	
海上運送 高度化事業		定時性、速達性及び快適性に優れた海上運送を確保する事業	事業者	○海上運送法の特例（第20条） ・計画認定による事業許可等のみなし取得
			事業者	
鉄道事業 再構築事業		継続が困難又は困難となるおそれのある鉄道事業について、経営改善を図りつつ上下分離等の事業構造の変更により存続を図る事業	地方公共団体・事業者共同	○鉄道事業法の特例（第25条第1項・第2項） ・計画認定による事業許可等のみなし取得 （地方公共団体が鉄道線路を保有して運行事業者に無償で使用させる場合には、計画認定の審査に際して、経営上の適切性の審査を要しない）
			事業者	
地域公共交通 再編事業		路線再編、デマンド交通への転換その他の地域公共交通ネットワークの再編を図るための事業	地方公共団体	○鉄道事業法・軌道法・道路運送法・海上運送法の特例（第27条の4～第27条の7） ・計画認定による事業許可等のみなし取得（道路運送法については運賃の上限認可等のみなし取得を含む。） ・バス事業に係る計画阻害行為の防止
			事業者	
鉄道再生事業		鉄道事業者と市町村が連携して、事業の廃止届出がなされた鉄道事業の維持を図る事業	地方公共団体・事業者共同	○鉄道事業法の特例（第27条第1項～第5項） ・鉄道再生計画作成協議中における廃止届出に係る廃止予定日の延長を容認 ・協議不調の場合、鉄道再生計画の期間後一定の場合に廃止届出から廃止までの必要期間を短縮等
			事業者	

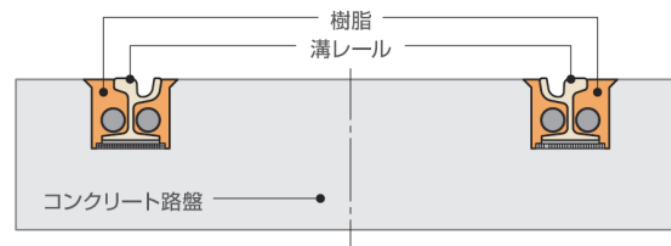
1. LRVの導入・運行

車両は、利用者の乗降に配慮した低床式で、低振動、低騒音等快適な乗り心地を実現した動力性能を持ち、街の景観と調和したデザイン性に優れたLRVを導入し、運行する。



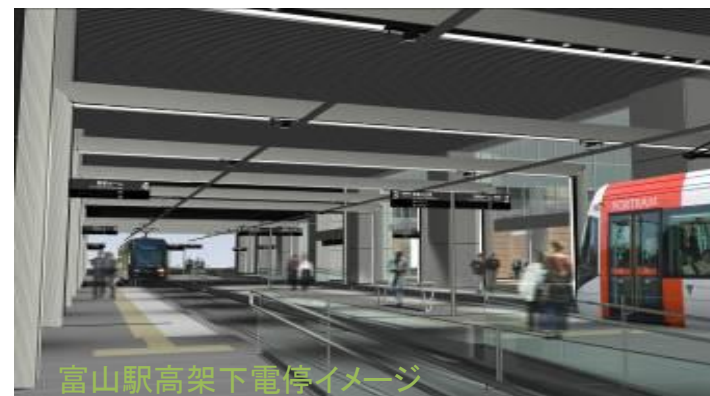
2. 制振軌道の保有・整備

軌道は、騒音や振動を抑制するため、レールを樹脂で固定する制振軌道を保有・整備。



3. 停留場バリアフリー化等

電停は、ホームと車両との隙間解消などのバリアフリー化を図る。運行情報をリアルタイムで提供する表示器を設置するなど乗車待ちの負担軽減を図る。更に、電停や柱のデザインにおいてもまちづくり計画の一環として、統一化を図り、都市景観に配慮する。



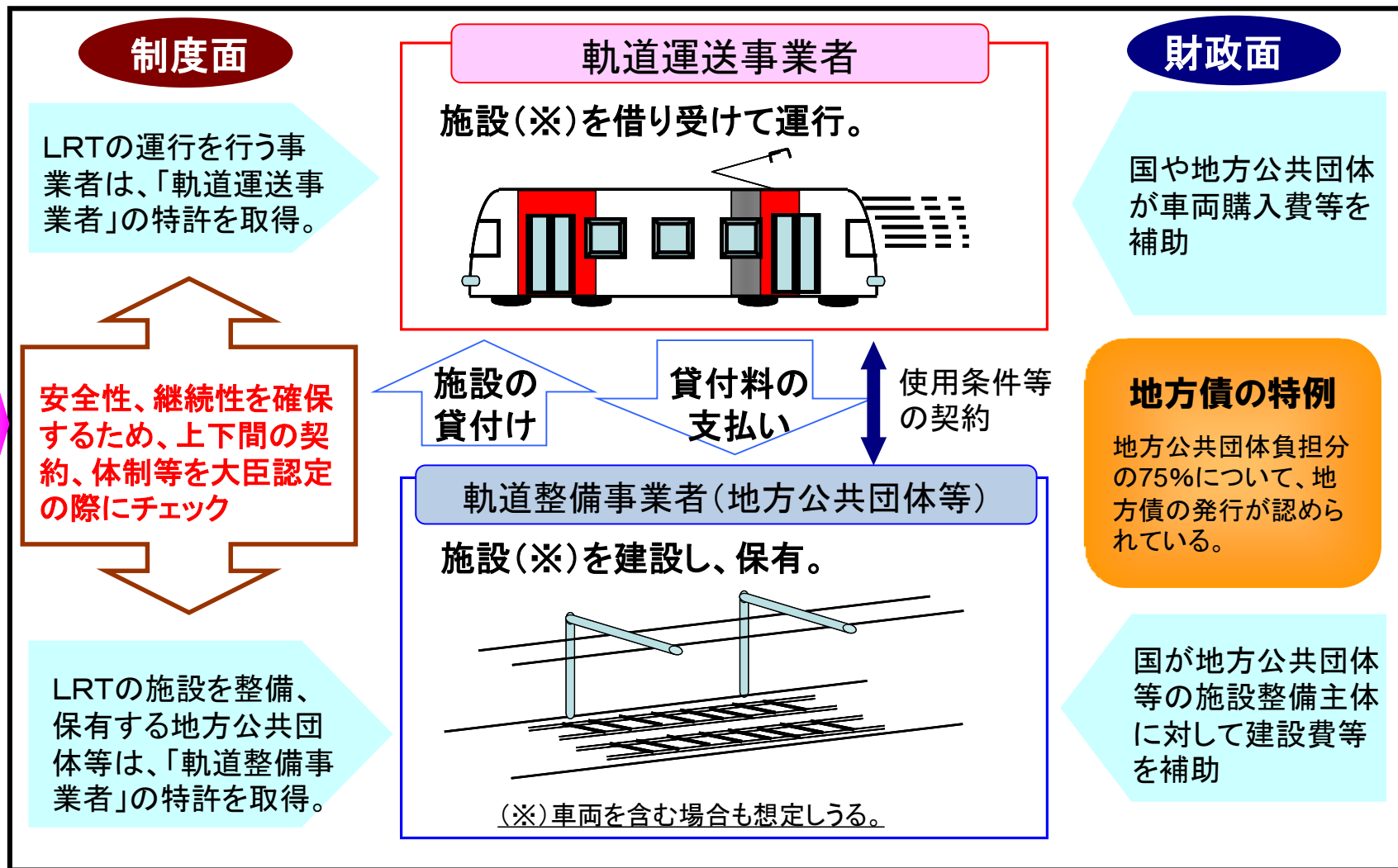
軌道運送高度化事業の概要②

地域公共交通活性化再生法に基づく軌道運送高度化事業により、事業者のインフラ整備負担を軽減した上で、効率的な整備と整備後の安全運行・安定経営を確保することが可能になった。

地域公共交通網形成計画（地方公共団体・関係者が作成）

軌道運送高度化実施計画（大臣が認定）

認定効果



事業名	認定年度	種別 (※)	事業主体名	路線名	備考(事業内容等)
富山軌道運送 高度化事業	平成19年度	上	富山地方鉄道	富山都心線	・軌道施設の整備 ・低床式車両の導入 等
		下	富山市		
	平成25年度	上	富山地方鉄道	富山駅南北接続線	・軌道施設の整備 ・低床式車両の導入 等
		下	富山市		
	平成27年度 ※変更①	上	富山地方鉄道・富山ライトレール(三セク)	富山駅南北接続線 富山港線	・軌道施設の整備 ・低床式車両の導入 等 ※富山港線区間(富山ライトレール)の追加に伴う 変更認定
		下	富山市		
平成29年度 ※変更②	上	富山地方鉄道・富山ライトレール(三セク)	富山都心線 富山駅南北接続線 富山港線	※軌道施設使用料の変更に伴う変更認定	
	下	富山市			
令和元年度 ※変更③	上	富山地方鉄道・富山ライトレール(三セク)	富山駅南北接続線 富山港線	※軌道運送事業者の会社合併に伴う変更認定	
	下	富山市			
札幌軌道運送 高度化事業	平成25年度	-	札幌市	1条線 山鼻線 山鼻西線 都心線	・軌道施設の整備 ・低床式車両の導入 ・都心線の新設 等
	申請中	上	一般財団法人札幌市交通事業振興公社	1条線 山鼻線 山鼻西線 都心線	・上下分離の導入 等
下		札幌市			
芳賀・宇都宮 軌道運送高度化事業	平成28年度	上	宇都宮ライトレール(三セク)	宇都宮ライトレール 線	軌道施設の整備 低床式車両の導入 等
		下	宇都宮市・芳賀町		

※上:軌道運送事業者 下:軌道整備事業者